

村山市公衆無線 LAN 利用規約

（目的）

第 1 条 この規約は、市民、来庁者その他の利用者による情報の取得及び発信の利便性向上を図るため、村山市(以下「市」という。)が提供する公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第 2 条 この規約において利用者とは、本サービスを利用する者をいう。

（サービスの内容）

第 3 条 本サービスは、利用者が所有するスマートフォン、パーソナルコンピュータその他の通信機器(以下「端末」という。)を用いて、インターネットに接続できる環境を提供するものとする。

2 本サービスの利用料は無料とする。ただし、本サービスを通じて利用した有料サービスその他本サービスの利用に伴い生じる費用は、利用者が負担するものとする。

3 市は、本サービスの適正な運用のため、利用時間若しくは通信速度を制限し、又は特定の通信を遮断することができる。

（利用機器等）

第 4 条 本サービスの利用に必要な端末及び周辺機器は、利用者が用意するものとする。

2 前項に規定する端末等の設定及び操作は、利用者が自ら行うものとする。

（利用情報の取得及び取扱い）

第 5 条 市は、本サービスの提供に当たり、接続日時、接続アクセスポイント、端末識別情報、IP アドレスその他本サービスの運用に必要な情報(以下「利用情報」という。)を取得することができる。

2 市は、前項の規定により取得した利用情報を、本サービスの運用管理、利用状況の把握、不正利用の防止、障害への対応及び法令に基づく対応のために利用することができる。

3 市は、取得した利用情報を関係法令に基づき適正に取り扱うものとする。

（利用条件）

第 6 条 利用者は、この規約に同意した上で、本サービスを利用するものとする。

2 利用者は、本サービスの利用に当たり、不正アクセス行為の禁止等に関する法律その他の関係法令を遵守しなければならない。

3 端末のセキュリティ対策、有害なウェブサイトへのアクセス制限その他本サービスの利用に必要な対策は、利用者の責任において行うものとする。

4 利用者は、無線通信の内容が第三者に傍受され、又は端末が不正にアクセスされる可能性があることを理解した上で、本サービスを利用するものとする。

(禁止事項)

第7条 利用者は、本サービスの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 法令又は公序良俗に反する行為
2. 犯罪行為、犯罪行為に結び付く行為又はこれらのおそれのある行為
3. 市、他の利用者又は第三者の著作権、財産、プライバシーその他の権利又は利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
4. 市、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、又はこれらの者に不利益若しくは損害を与える行為
5. 不正アクセス又はこれを助長する行為
6. コンピュータウイルスその他の有害なプログラムを使用し、送信し、又は提供する行為
7. なりすまし、虚偽情報の登録その他の不正利用
8. 大量のデータの送受信その他ネットワークに過度の負荷を与える行為
9. 本サービスの運営を妨害し、又はそのおそれのある行為
10. その他市が不適切と認める行為

2 利用者が前項に掲げる行為を行ったことにより、市、利用者本人又は第三者に損害が生じた場合は、当該利用者が全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(サービスの中止等)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を中断し、停止し、変更し、又は終了することができる。

1. 通信設備の保守、点検又は工事を行う場合
2. 通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
3. 災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
4. その他市が必要と認める場合

2 市は、利用者がこの規約に違反した場合又は違反するおそれがあると認めた場合は、事前に通知することなく、当該利用者による本サービスの利用を停止することができる。

(免責事項)

第 9 条 市は、本サービスの通信速度、接続の安定性その他の通信品質について、いかなる保証も行わないものとする。

2 市は、利用者が本サービスを通じて取得し、又は発信する情報の完全性、正確性、確実性、有用性及び安全性について、いかなる保証も行わないものとする。

3 市は、本サービスの利用又は利用できなかったことにより生じたウイルス感染、不正アクセス、情報の漏えい、データの破損その他本サービスに関連する損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 市は、利用者の端末の構成、設定その他の事情により本サービスを利用できない場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

5 市は、第 8 条の規定による本サービスの中断、停止、変更若しくは終了又は利用者の利用停止により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

6 本サービスの利用に関連して利用者と第三者との間に生じた紛争は、利用者の責任及び費用において解決するものとする。

(損害賠償)

第 10 条 利用者がこの規約に違反したことにより市に損害を与えた場合は、当該利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(規約の変更)

第 11 条 市は、必要に応じて、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

この規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。